国体準備委員会第1回常任委員会 平成24年8月10日決定 令和2年10月28日一部改正

特別国民体育大会競技役員等養成基本方針

特別国民体育大会における競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び 地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげる ために、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者 により必要人数を確保することを目標にして養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1 競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等の養成に当たっては、県、会場地市町村及び競技団体等の業務分担 を明 確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 競技役員等については、地域スポーツの普及・振興を図るため、各競技会場地 及び その周辺において、できる限り確保できるよう養成する。